

仕様書

1. 件名

食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査

2. 調査目的

食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションは、消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援することを、目標の一つとしている。また、食品安全に関する様々な関係者が、ともに考え、相互に立場を理解し、信頼を確保することも目標とするが、このためには、食品安全委員会が、その役割ともに認知されていることが重要となる。

こうした目標に向けて、現状を把握し、より効果的なリスクコミュニケーション手法を検討する際の基礎とするため、主に一般消費者を対象に、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査を行う。

具体的には、まず、消費者の意思決定がどのように行われているかを把握するため、食品の安全性に関するハザード(注)ごとのリスク認知状況と、その背景として、食品の安全性の確保に関する仕組みの認知状況や、各種情報源への信頼状況等を調査する。また、関係者相互の信頼状況を把握するため、食品安全委員会の認知度等を調査する。これらを調査するアンケートの実施に先立って、関連文献調査やフォーカスグループインタビュー等を実施し、そこで得られた知見を踏まえて、アンケートでの質問項目を設定する。

設定された項目に従ってインターネットアンケートを実施した上で、一連の調査結果を分析し、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する現状と課題を整理し、今後の検討に資するため、本調査事業を実施する。

また、今回設定されたアンケート項目をもって、今後、同様の意識調査を定期的に行い、経年的な把握を行うことで、食品安全委員会の行うリスクコミュニケーションの質を継続的に向上させていくための基礎資料とすることも、検討対象とする。

注：ハザード … ヒトの健康に有害影響を及ぼすおそれがある食品中の物質又は食品の状態のこと。食中毒の原因となる微生物やプリオン等の生物的要因、自然毒や残留農薬等の化学的要因、放射線や異物等の物理的要因がある。

3. 作業内容

本事業の実施者(以下「事業実施者」という。)は、(1)のとおり専門家を選定し、調査方針等について専門家及び食品安全委員会事務局(以下「事務局」という。)から確認を得ながら、(2)の文献整理、(3)のフォーカスグループインタビューの実施を行った上で、(4)のアンケート調査を実施する。これを踏まえ、(5)現状と課題の整理を行い、(6)報告会を開催し、(7)報告書を作成・提出することとする。

(1) 専門家の選定・意見聴取

事業実施者は、リスク認知及びリスクコミュニケーションに関する専門家を3名以上選定する。専門家には、社会心理学における統計処理に関する一定の知見を有する者を含むこと。なお、事業実施者は、専門家の選定に当たり、事務局担当官の意見を聴くものとする。

事業実施者は、選定した専門家に対し、事業の実施期間中、(2)の関連調査の一覧表の作成、(3)のフォーカスグループインタビューの実施方針（対象者・インタビュアーの選定や質問項目、インタビューの進め方等）の作成、(4)のアンケート項目の作成、(5)の現状と課題の整理の各段階で、意見を聴取するものとする。

(2) 既存の関連調査の文献整理

事業実施者は、2.に記載した目的に関連する既存の意識調査等の結果を収集・整理し、関連調査の一覧として取りまとめる。収集の対象は、公表されているもので、食品安全に関する意識を対象に含む、主に日本国内での調査とするが、2.に記載した目的と関係の深い国際機関における調査も収集の対象とする。

収集の目的は、(3)のフォーカスグループインタビュー、(4)のインターネットアンケートの質問項目の検討の参考とするものであり、収集・整理に当たっては、食品安全に関する意識を問う質問の項目と結果の概要を中心に取りまとめるものとする。

(3) フォーカスグループインタビュー等の実施

事業実施者は、以下のフォーカスグループインタビューを実施するとともに、必要に応じて追加のインタビュー調査を行う。

① 調査対象者

5～6名程度で構成する適切なグループ2～6グループについて調査を実施する。グループの構成員の選定に当たっては、選定方法も含め事務局担当官とあらかじめ協議すること。

② 調査方法

①で構成した2～6グループを対象に、グループインタビュー方式により調査を実施する。グループインタビューの実施に当たっては、基調となるテーマとその流れを用意した上で、司会者が適切に運営することにより、参加者の自由な発言を許しつつ結果としてテーマにフォーカスされた発言が尽くされることに配慮すること。

③ 調査項目

インタビューの実施に当たっては、次の項目を把握できるような設問を設定すること。

- ・ 食品の安全性に関するハザードごとのリスク認知状況
- ・ 食品安全以外のリスク分野（環境問題等）とのリスク認知の相対比較
- ・ 食品安全の確保に関する仕組みの認知状況

- ・ 食品安全委員会に対する認知状況
- ・ 食品の安全性に関する各種情報の取得源と、各種取得源への信頼状況
- ・ 調査対象者の背景（食品に関連する学歴・職務経験の有無は必ず把握すること）

④ 追加のインタビュー調査（必要に応じて）

③の項目によるフォーカスグループインタビューの結果を踏まえ、属性や地域性の偏り等を考慮して追加の調査が必要と認められる場合には、追加でインタビュー調査を行う。この場合は、グループインタビューに限らず、個別の電話等を通じたインタビューでも可とする。

(4) インターネットアンケートの実施

事業実施者は、(2)(3)で得られた知見を踏まえた上で、以下のインターネットアンケートを実施する。なお、インターネットアンケートの実施を再委託する場合には、事務局担当官とあらかじめ協議の上、再委託先を選定すること。

① 調査対象者

日本国内に在住の男女を対象とする。

- ・ 有効回答数 6,000 件以上
- ・ 調査対象者の構成比は、平成 27 年実施の国勢調査結果をもとに、年齢（年齢層 4～5 区分）、性別（男女 2 区分）、地域別で割付を行い、各層の回収目標数を設定する。なお、各層の回収数は回収目標数の 90% から 110% とし、最終的な有効回答数を合計 6,000 件以上確保すること。

② 調査方法

インターネット調査

③ 調査項目

- ・ 基本属性：年代、性別、居住地域、世帯構成
- ・ 職業・学歴：現在の職業、学歴、食品に関連する学歴・職務経験の有無
- ・ 質問項目：以下の内容を把握できる設問を 20 問以上設定すること
 - － 食品の安全性に関するハザードごとのリスク認知状況
 - － 食品安全以外のリスク分野（環境問題等）とのリスク認知の相対比較
 - － 食品安全の確保に関する仕組みの認知状況
 - － 食品安全委員会に対する認知状況
 - － 食品の安全性に関する各種情報の取得源と、各種取得源への信頼状況
 - － その他(2)(3)の調査結果から必要と考えられる項目
（できる限り、自由記述でなく選択肢方式とすること。）

④ 集計手法

単純集計、クロス集計、多変量解析等

(5) 現状と課題の整理(調査結果のとりまとめ)

事業実施者は、(2)～(4)の調査結果を踏まえ、2.に記載した目的に関する現状と課題の整理を行い、より効果的なリスクコミュニケーションのあり方に資する具体的な知見を取りまとめる。その際、同様の意識調査の継続的な実施による経年的な把握のあり方についても、整理を行う。

(6) 調査結果の報告会開催

- ① 本調査で得られた内容について、調査結果の報告会を開催すること。
- ② 調査結果の報告会を開催する際は、原則として事務局の会議室を使用することとし、開催日時、構成等について、事前に事務局監督職員等の了承を得ることとする。

(7) 成果物の作成

報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書は、得られた内容を体系的に整理、分析を行い、図形等を用いて分かりやすいものにするよう努めること。
- ② 調査報告書の冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について、要約を作成すること。
- ③ 調査報告書(製本版)は、日本工業規格A列4番(A4サイズ)で作成すること。
- ④ 調査報告書(CD-ROM)は、PDF形式(OCR処理済み)及び編集可能な保存形式のファイル(ワード、エクセル等)で作成すること。
- ⑤ 成果物(案)が出来た段階で、速やかに事務局監督職員等と検討・調整を行うこと。

4. 契約期間

令和2年6月10日～令和3年3月31日

5. 作業スケジュール

令和2年	6～7月	専門家の選定、調査方針の検討、既存の関連調査の収集・整理
	8～9月	フォーカスグループインタビューの検討・実施
	10～11月	インターネットアンケートの検討・実施
	12～1月	調査結果の分析・報告書案作成
	2～3月	報告会の開催、報告書の提出

6. 成果物

調査報告書(製本版) 25部

調査報告書(CD-ROM) 5部

※CD-ROMには、収集した文献等(電子ファイル(PDF形式等)化したもの)も収載すること

7. 納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8. 監督職員（人事異動の場合は後任者等による）

事務局 情報・勧告広報課 交流係長 上原 知江

9. 検査職員（人事異動の場合は後任者等による）

事務局 情報・勧告広報課 課長補佐 安部 愛子

10. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局担当官と連絡を密にとることとし、作業中においても、5に記載した作業スケジュールの段階ごとに、作業の進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局担当官の指示に従うこと。

11. 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

12. その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局担当官へ通報すること。
- (3) 成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開するが、収集した文献等（原著及びその和訳）については、公開することにより、個人及び企業の知的財産権が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるため、非公開とする。
- (4) 本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。
ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。
なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (5) 納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の

責任と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

- (7) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taiovoroyo.pdf>